

平成30年度

事業計画書(案)

- ・阿蘇総合支援センター

目 次

1	はじめに	1
2	施設理念	1
3	運営方針	2
4	事業別事業計画	3
	(1) らいふパートナー	
	ア 一般相談支援事業	
	(ア) 阿蘇市・産山村委託相談支援事業	
	(イ) 住宅入居等支援事業	4
	(ウ) 地域移行・地域定着支援	5
	(エ) 特定相談支援事業・児童相談支援事業	6
	(2) 地域交流拠点事業「地域交流サロン暖らん」	7
	(3) 生計困難者レスキュー事業	8
	(4) 放課後児童健全育成事業	9
	(5) 阿蘇圏域地域療育センター	10
	(6) 児童発達支援センター「きらり」	14
	(7) 児童発達支援多機能型事業所「のびのびハウス」	18

平成 30 年度事業計画

社会福祉法人 やまなみ会
(施設名) 阿蘇総合支援センター

1. はじめに

地域には経済的に困窮されている方、一人暮らしで不安を抱えている方、子育てに悩んでいる方等、支援を必要としている方々が沢山おられる中、当センターは子どもから高齢者に至るまで、ライフステージに応じた支援をめざし、職員一丸となって取り組んできました。

とりわけ地域療育センター事業を展開する中で、悩みを抱えておられる保護者の方への支援や、保育所、幼稚園、学校等との連携・支援が必要であると認識すると共に、課題に対応していくためには、福祉・医療の連携はもとより地域との繋がりが大変重要であることを改めて感じたところです。

そこで療育環境の一層の充実を図るため「児童発達支援センターきらり」を開所する運びとなりました。療育とは、その子らしく、より健やかに育っていけるよう、子供がもって生まれた力を生かしていけるために援助していくことであると考えます。これまで積み重ねた実績を生かし、阿蘇圏域の中核的役割が担えるよう力を尽くします。

また、これまで展開してきた児童通所支援事業、各種相談支援事業、生計困難者レスキュー事業、放課後学童クラブについても、なお一層の充実に向け取り組み、今年度も、地域の拠点として信頼される施設となるよう努めていきます。

2. 施設理念

「共に支え、共に生きる」をめざすために、阿蘇総合支援センター職員は、以下のスローガンを掲げる事で、ご利用者様に安心・安全に施設の利用や相談をして頂くことが出来、職員が自信や誇りを持って日々の業務を遂行して行く事を目指します。

スローガン

- 「笑 顔」：人と人をつなぐ第一歩として、また、自ら幸せを感じる事が出来る。
- 「清潔感」：施設、人の第一印象が魅力に繋がる。
- 「挨拶」：人とコミュニケーションをとる「きっかけ」、意識をして挨拶をすることで、心温まる人間関係を構築する事が出来る。
- 「連 携」：施設内、法人内、関係機関の間で、いつでもすぐに連携できる仕組みづくりにより、『人をサポートする』という共通の目的に向かって取り組む事が出来る。
- 「心くばり」：周囲の人や状況に、『関心を抱く』『観察をする』『自分で考えて行動す

る』などの心くばりをする事で、『信頼』を得る事が出来る。

3. 運営方針

阿蘇総合支援センターは、障がいの有無に関わらず子供から大人まで相談に対応していくことができる総合支援センターとして、地域に根差していくために、常に専門職としてのスキルアップに努めていきます。また、各事業を通してライフステージに応じた支援の継続が図られる事で、その人がその人らしく暮らすことが出来る支援の提供を目指していきます。

【虐待防止への対応】

平成24年10月1日より障害者虐待防止法の施行に伴い、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務が課せられています。

障害者の虐待防止に関する取り組みは、障害者の人権の尊重や権利擁護の具現化につながるのみならず、利用者に安心と安全を提供するサービスの質の向上という観点からも大変重要です。

阿蘇総合支援センターのご利用者様に於いても、障がいの特性ゆえに、良好な家族（人間）関係の構築の難しさ或いは子育ての難しさがあげられ、被虐待者（児）となる危険性をはらんでいることも否めません。

ご利用者様たちとの日常の関わりから見られる（感じられる）、変化を見逃さず、虐待に気づき、通告の義務を怠らないことは勿論、虐待の未然防止についても対策を講じていきます。

【個人情報の保護】

施設利用を通して知り得た個人情報やケースの詳細については法人の個人情報保護規程に基づき、守秘義務を順守します。また、保護者その他関係機関から情報の開示要望があった場合は、マニュアルに則って情報公開を行います。また、施設内保管状況の確認点検を行い法人文書管理規定に沿って適切に保管を行い、非常時の取り扱い、施設外への持ち出しの禁止等徹底します。

【地域貢献】

地域の中で必要とされる支援について行政、医療、福祉、教育、地域住民と協働し、ニーズの把握やそれに伴う事業開発、社会資源の発掘等に尽力します。また当センターとしても、制度の谷間で公的支援を受けられない方々への支援等を行い、住み慣れた地域で生活し続けられるよう、地域貢献活動に努めます。

【安全・衛生】

安心・安全に施設利用して頂ける（緊急時対応及び事故防止マニュアル、衛生管理マニュアル）ことで、支援課題に真摯に向き合う事が出来、成果や効果が望めると共に、利用時の満足度に繋がるよう努めます。

【経営の安定性】

経営が安定するということは、サービスの提供が安定して行われることです。そのためには、各事業に於いて積極的に相談を受ける中で、利用ニーズに気づき、事業者としてタイムリーに対応していくことが肝要です。また、事業所としてご利用者の信頼にこたえるために、職員のスキルアップに努めると共に、地域に根差したセンターとなるよう関係機関との連携を深めていきます。

【苦情解決】

利用者様またはそのご家族からの苦情や要望・意見に、迅速に対応するために苦情解決受付及び苦情解決責任者を定めるとともに、毎月のセンター会議（緊急性のあるものは随時）で検討・改善を行います。（苦情解決マニュアル）

4. 事業別事業計画

(1) らいふパートナー

ア 一般相談支援事業

(ア) 阿蘇市・産山村委託相談支援事業

● 基本方針

阿蘇市・産山村に居住する障がいのある者（児）の相談に応じ、安心した地域生活を送っていただけるよう、定期的に訪問することによって必要な情報の提供及び助言を行います。また、障害福祉サービス事業者や医療・保健・福祉等との連絡調整を行いながら地域ネットワーク体制の構築に寄与します。

● 重点的取組

- ・ 利用者の人権やプライバシーを尊重しながら自己決定を支援するとともに、それぞれの地域の実情に応じた生活支援体制構築に努めます。
- ・ 制度の狭間で相談支援に結びついていない方々に対しても様々な相談に応じ、関係機関と連携を図りながらそれぞれのライフステージにあった支援を行っていきます。
- ・ 社会福祉協議会や民生児童委員をはじめ地域の支援者との連携を図りながら対象者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう支援していきます。

《支援の内容》

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 社会資源を活用するための援助
- ③ 社会生活力を高めるための援助
- ④ ピアカウンセリング
- ⑤ 権利の擁護のための必要な援助
 - ・ 成年後見制度利用のための支援
 - ・ 権利擁護事業の利用推進
- ⑥ 専門機関の紹介
- ⑦ 障害者虐待対応における相談窓口職員としての役割
 - ・ 虐待の発見、気づき
 - ・ 発見時の通報義務
 - ・ 市町村との連携協力→訪問同行
 - ・ 個別支援会議参加、役割担当
- ⑧ 自立支援協議会への取り組み

個別支援会議等から積み上げてきた課題を提起して、地域の全体の課題として普遍化したうえで、必要な課題を施策化していく仕組みであることを認識し、自立支援協議会への積極的な参加に努めます。

《受託事業収入見込み》

476,300/月×12ヶ月=5,715,600円

(イ) 住宅入居等支援事業

● 基本方針

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

● 重点的取組

- ・ 地域移行支援・地域定着支援事業との連携を図ります。
- ・ 移行に於いて支給量、支給期間の確認を行い途切れない支援を目指します。

● 事業内容

- ① 不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続き支援
- ② 生活上の課題に応じた相談支援及び関係機関によるサポート体制の調整。

《受託事業収入見込み》

20,000円/月×12ヶ月＝240,000円（年間10件の支援を見込む）

(ウ) 地域移行・地域定着支援事業

● 基本方針

障がいのある方が、住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が安心・充実した地域生活を送ることが出来るよう移行支援します。また、関係機関との十分な連携による地域の支援体制の構築を図り、緊急時の対応等により、地域生活が継続されるための支援を行います。

● 重点的取組

- 障害者支援施設、救護施設、精神科病院等からの退所や退院において、住宅の確保や地域で生活するために必要な支援ができるよう、各施設、病院との連携を図り、地域移行に向けての支援体制を整えていきます。
- 居宅において単身等で生活している障害者の常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談、訪問、その他必要な支援を行うことにより、安心した生活を支えていきます。

《地域移行支援・地域定着支援利用計画》

地域 移行 支援	地域移行支援サービス費 (23,000×3名)	69,000円	地域 定着 支援	地域定着支援サービス費 (3,000×36回) 3名×12か月	108,000円
	退院退所月加算 (27,000×3名)	81,000円		緊急時支援 (7,000×3回)	21,000円
	集中支援加算 (5,000×3)	15,000円			
165,000円			129,000円		

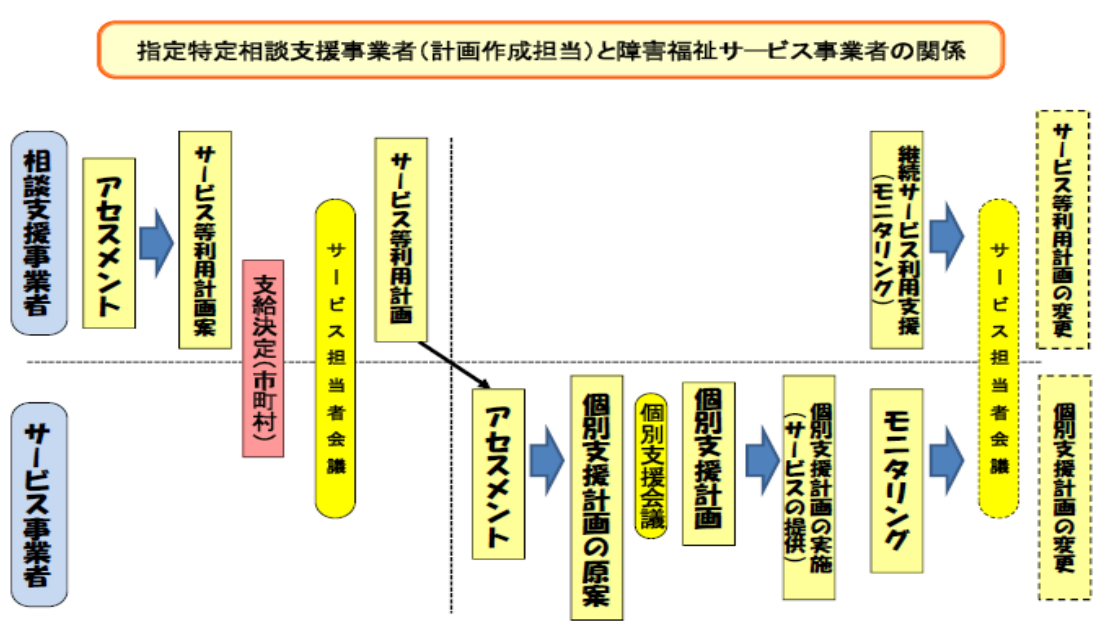
(エ) 特定相談支援事業・児童相談支援事業

● 基本方針

ご本人をより深く理解するために、十分なアセスメントを行い、ニーズに沿った、ご利用者中心の計画となるよう支援します。また、ご本人やご家族はもとより、地域や関係機関と連携し、みんなで支えるプランとなるよう支援すると共に相談支援事業所と福祉サービス事業所・医療機関等と課題を共有することにより、一体的な支援が出来るよう円滑な連携体制の構築に努めます。

● 重点的取組

- 其々の相談支援専門員が月ごとの業務計画を立て、自分で担当するケースのサービス等利用計画作成時期（更新）やモニタリング時期を見逃さないよう確実なプラン管理を行っていきます。
- サービス担当者会議を開催することにより、本人、家族、地域そしてサービス事業所の情報共有を行い、本人の望む生活に向け、統一的、一体的な支援体制を創っていきます。
- 一般相談支援事業との連携を図りながら相談者のニーズを的確に把握することにより新規利用者の獲得につなげていきます。
- 相談支援管理システム（ほのぼの）を十分活用し対象ケースのモニタリングや更新プラン作成等の計画及び事業収入の見通しを立てると共に、書類作成や記録業務の確実性や効率性の向上を図ります。
- 各種研修会・連絡会等へ参加する事で職員のスキルアップを図るとともに、多職種連携の強化を図り、ご利用様の多様化するニーズに対応できるケアマネジメント手法を習得します。
- 医療機関と密に連携することにより、状況の把握に留まらず、病気の重篤化を予防するための取り組みについての助言にも努めていきます。
- 定期的モニタリングのみならず、ご利用者の生活状況等を把握するために随時、電話や訪問により確認します。
- 地域自立支援協議会への取り組み
個別支援会議等から積み上げてきた課題を提起して、地域の全体の課題として普遍化した上で、必要な課題を施策化していく仕組みであることを認識し、自立支援協議会への積極的な参加に努めます。



（厚生労働省資料より抜粋）

《平成 30 年度見込み件数》

	特定相談支援事業	児童相談支援事業	計
契 約 件 数	168	135	278
サービス利用等計画作成 延べ件数	61	121	182
モニタリング延べ件数	100	149	249

(2) 地域交流拠点事業「地域交流サロン暖らん」

● 基本方針

阿蘇総合支援センターは、障害者、高齢者、子どもなど誰もが集える福祉の地域交流拠点として機能するために、地域交流サロン「暖らん」と称した交流事業を行い、地域に潜在する課題、問題に気づき、制度の狭間で相談支援に結びついていない住民をも対象とする相談窓口としての機能強化を図っていきます。

● 重点的取組

平成 30 年度においては、当施設において「児童発達支援センターきらり」を開所する運びとなるため、多目的ホールや会議室については「児童発達支援事業」を休館とする日のみの場の提供となるが、地域の交流施設として可能な限り取り組みを行い、児童発達支援センターと縁がわ事業の共生型サービスを展開していきます。

<施設の利用>

① おもちゃコーナー

子育てサークルや療育センター事業における親子教室等において、知育玩具、絵本等を提供（センター内での利用）

② 地域交流ホール（多目的ホール）の活用

- 地域の老人会や子ども会、サロン活動、サークル活動、学習講座等の場
- 地域療育センター事業の一環としての親子交流事業

<利用料>

- 水道光熱費（空調・照明なども含む）・・・200円／1時間
- フロア・椅子・机・厨房等の利用　・・・原則無料

<事業実施日時>

原則として木曜日（児童発達支援休業日）実施

《平成30年度必要とする経費》

項目	内容	予算額
食糧費	茶話会・相談会	3,000円×12ヶ月=36,000円
消耗品等	知的玩具・絵本等	20,000円
研修会等開催費	講師謝金・費用弁償等	30,000円
合計		86,000円

(3) 生計困難者レスキュー事業

● 基本方針

社会福祉法人の社会貢献活動として、生計困難者への心理的不安の軽減や公的な制度、サービス等への橋渡しを行う事を目的として、生計困難者に対する相談、支援事業を実施します。

制度の狭間の諸問題や生計困難者の新たな福祉課題に対し柔軟に対応し、地域のセーフティネットの役割を担い、阿蘇市社協、阿蘇市生活支援センターと連携して、経済的援助を含めた即応性のある対応を図るとともに継続的な支援を行います。

● 支援内容

生計困難者が公的な制度やサービスを受けられるようになるまでの間、必要に応じて生活必需品の給付、一時的な住まいや食事の提供等の経済的援助を行います。

- ① 支援の期間は最長1ヵ月を目安とする。
- ② 支援の限度額は1ケースあたり10万円（現物支給）とする。

● 平成29年度の実績

- ① 阿蘇市在住の男性（60代で独居）、震災の罹災者で就労決定までの生活支援で電気、ガス、水道、食材費として59,332円を支給した。
支援期間（平成29年6月30日～7月21日）
- ② 阿蘇市在住の男性（50代で独居）就労決定までの生活支援で医療費、ガソリン、水道、食材費として50,942円を支給した。
支援期間（平成29年7月28日～8月24日）
- ③ 阿蘇市在住の女性（30代で母子家庭）生活保護決定までの経済的支援で日用品、水道、食材費として29,740円を支給した。
支援期間（平成29年8月25日～9月6日）

● 事業費

熊本県社会福祉法人経営者協議会の会員法人が社会貢献活動として負担。

(4) 放課後児童健全育成事業 (へきすい元気っ子クラブ運営事業)

● 基本方針

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後(放課後)に、学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を確保し、その健全な育成の指導・援助を行います。

● 重点取組

常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援する。また、子ども自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育への支援にも繋げていきます。

① 平成30年度事業費見込

(単位：円)

事業種目	事業費	負担区分			備考
		市補助金	保育料等	その他	
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業	6,089,000	3,394,500	2,658,500	36,000	※保育料等の内訳 入会金 2,000円×13人 保育料 58,500/年×45人 ※その他の内訳 保険料 800円/年×45人

② 行事予定

開催月	内 容
4月	指導員会議
6月	連絡調整会議（保護者会役員、やまなみ会）、指導員会議
7月	保護者会定例会
8月	お誕生会、夏休みレクレーション、指導員会議
11月	連絡調整会議（保護者会役員、やまなみ会）、指導員会議、放課後児童支援員の資格研修
12月	保護者会定例会、お誕生会、冬休みレクレーション、避難訓練
1月	指導員会議
2月	連絡調整会議（保護者会役員、やまなみ会）、保護者会定例会、指導員研修会（熊本県主催）
3月	入退所式

(5) 阿蘇圏域地域療育センター

● 基本方針

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児（者）発達障がい児、障がいの疑いがある児童及びその家族等（以下「在宅障がい児（者）及びその疑いがある児等」という。）に対して、身近な地域で療育指導、相談支援等が受けられる療育機能の充実を図り、在宅障がい児（者）及びその疑いがある児等の福祉の向上を図る。

● 重点取組

以下に掲げる7つの機能を、療育相談員を配置し取り組んでいくことにより阿蘇圏域の療育環境の向上に努めます。

【地域療育を支える7つの機能】

- ① 保護者会・家族教室・育児サークルなどの『当事者交流の場』
- ② 当事者交流の場を活用した『個別相談・指導の場』
- ③ 療育サービスの提供にあたり関係者の『調整を行う場』
- ④ 個別・グループ療育等を行う『療育の場』
- ⑤ 地域関係者への『巡回支援を行う場』
- ⑥ 保護者会・ボランティア等との『地域交流の場』
- ⑦ 医療・療育機関（施設）から地域療育機関（施設）への『移行（つなぎ）の場』

<訪問療育>

- ・ 在宅の障がい児やその疑いの有る児が利用している園・学校・施設等（児童通所支援事業所含む）を訪問し各種の相談・指導を行います。

<外来療育>

- ・ 地域療育センター来所にて、各種の相談・指導を行います。

あそびの広場

* 平成30年4月～平成31年3月の第1水曜日（10時～12時）

ただし日程や時間の変更の場合有り

<相談会>

- ・ 在宅障がい児及びその疑いが有る児等の子育てを行う保護者等の家族が気軽に集まり話ができる居場所の提供を行います。
- ・ 子育てや診断後の不安等、最初の一步を踏み出せるための、なんでも相談できる場を提供します。

ゆっくり子育て相談会

* 平成30年4月～平成31年3月の第2金曜日（10時～12時）

ただし日程や時間の変更の場合有り

● 平成 30 年度予定

月	日	あそびの広場	日	ゆっくり子育て相談会	日	支援者研修会
5	2	・お集まり ・身体測定 ・感覚統合 ・おやつ ・面談 など	11	保護者・支援者合同研修会「就学について」		
6	6		8	保護者向け研修会・相談会 「言葉をはぐくむ」		
7	4		13	北部ブロック相談会・相談会		
8	1		10	保護者向け研修会・相談会 「基礎運動のおはなし」		
9	5		14	保護者向け研修会・相談会 「はみがき大好き」		第2回保・幼職員研修会 「言葉を促す遊び」
10	3		12	保護者向け研修会・相談会 「ほめ方・関わり方」		第2回事業所職員研修会 「未定」
11	7		9	南部ブロック相談会・相談会		
12	5		23	行事「クリスマス会」		
1	9		11	保護者向け研修会・相談会 「丁寧な子育て～身近自立の大切さ」		第3回事業所職員研修会 「発達障がいの理解・疑似体験」
2	6					第3回保・幼職員研修会 「未定」
3			3	行事「ひなまつり」		

*チラシ・ポスターを各市町村・園・保育所・学校・関係機関等へ配布し周知を図る

<施設支援>

- ・ 保育園・幼稚園・学校・児童通所支援事業所（以下「施設」という。）等の職員に対し実際の場面で療育に関するアドバイスを行うと共に、身近なところで相談支援が提供できるように、圏域の療育環境の充実をめざし、関係機関との連携を図っていきます。
- ・ 施設等での困りを客観的に捉え、必要時には家族へのつなぎを行います。
- ・ 依頼先のニーズに合わせた保護者や支援者等への各種研修会の講師や講師紹介を行います。

<その他事業>

(ア) 巡回相談

阿蘇郡市特別支援連携協議会における巡回相談員として、学校等に出向き、

療育に関する技術の指導や個別相談等に対応することにより阿蘇圏域の療育環境の充実に努めていきます。

(イ) 健診事業への支援

阿蘇市の依頼を受け、乳幼児健診において発達に遅れのある子供さんや育児に困りのあるお母さん方の相談・支援を行っています。平成30年度も継続実施予定。

(ウ) 世界自閉症啓発デー

平成30年4月1日「世界自閉症啓発デーin阿蘇」が開催されるにあたり、ペアレントメンターコーディネーターとしての役割を果たすとともに、関係機関と連携を取りながら、当事者の思いに寄り添える支援の在り方について学んでいきます。

阿蘇圏域園数

	阿蘇市	産山村	高森町	南阿蘇村	西原村	小国町	南小国町
小学校	6	1	2	5	2	1	3
保育園	12	1	3	3	1	4	3
幼稚園	2		1			1	
児発事業所	1			1		1	
計	21	2	5	9	3	7	6

合計 53園

<療育相談員設置事業>

療育相談員2名を設置し在宅障がい児(者)及びその疑いが有る児等に対し療育に関する相談に応じると共に各種福祉サービスの提供に係る援助、調整を行います。

平成30年度地域療育センター活動計画

月別計画件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月
訪問療育	8	8	8	8	8	8
外来療育	3	3	3	3	3	3
施設支援	2	2	2	2	2	2

10月	11月	12月	1月	2月	3月	件数合計
8	8	8	8	8	8	96
3	3	3	3	3	3	36
2	2	2	2	2	2	24

(6) 児童発達支援センター「きらり」事業計画

● 基本方針

阿蘇総合支援センターでは、未就学児の児童発達支援事業のみならず、子供の発達への心配或いは子育て等に悩んでおられる保護者の方や、保育所・幼稚園・学校等への相談支援、そして地域との連携をも担っていくセンターとして機能していくために、今年度4月より児童発達支援センター「きらり」を開所する運びとなりました。

これまで長年受託してきた阿蘇圏域地域療育センターを継続的に取り組んでいくことにより療育環境の充実に努めると共に、人材の育成や、地域との連携を重点的に取り組んでいき阿蘇圏域の中核的役割を担っていけるよう力を尽くしていきます。

療育とは、その子らしく、より健やかに育っていけるよう、子供がもって生まれた力を生かしていけるために援助していくことであると考えます。その為には、発達課題のある子ども一人一人に寄り添って、子育てのパートナーとして保護者の方々と共に歩んでいくと共に、家庭や保育園・幼稚園等関係機関と連携し、地域のネットワークを構築していくことを目指していきます。

● 児童発達支援（利用定員10名）事業内容

<グループ療育>

・保育園・幼稚園に通園中のお子様に対して、小グループで設定された活動に楽しく取り組みながら、社会性の力を身につける経験を重ねていきます。また、身辺面の自立に向けた支援等を行う中で、お子様の自信に繋げていきます。

<個別療育>

・お子さん（未就学児）一人ひとりに合わせた療育プログラムを作成します。専門スタッフがお子さんにマンツーマンで対応し、発達面・行動面・生活面からサポートします。保護者の方と振り返りの時間をもち、子育ての悩みや不安をスタッフと一緒に整理しながら、関わり方を検討していきます。

《登録予定者数》

	3歳未満児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
児童発達支援事業	5名	8名	6名	6名	25名

週間プログラム

	月	火	水	木	金	土	日
午前	グループ療育(年少・年中児)	グループ療育(全年齢児) 感覚統合プログラム	グループ療育(年長児) 月1回 第1週目 あそびの 広場	休	個別療育(未満児) ①9:30~11:00 ②11:00~12:30 月1回 第2週目 ゆつくり子育て相談	第2,4週目 家族療育(全年齢児) 行事 第1,3週目 個別療育	休
					個別療育 ①13:00~14:30 ②14:30~16:30		
午後	個別療育 ①13:00~14:30 ②14:30~16:30	個別療育 ①13:00~14:30 ②14:30~16:30	個別療育 ①13:00~14:30 ②14:30~16:30	休	個別療育 ①13:00~14:30 ②14:30~16:30	個別療育 ①13:00~14:30 ②14:30~16:30	休
	16:00~17:30 スタッフ会議 担当者会議 事業所聞き取り 記録 準備 等				16:00~17:30 スタッフ会議 担当者会議 事業所聞き取り 記録 準備 等		

<保育所等訪問>

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

登録予定者数

	幼稚園・保育園・認定こども園等
保育所等訪問支援事業	20名

●重点的取組

① 「あそび」を通した支援

追視や注視を促すあそび、目と手を協応させるあそび、色や形、数概念の理解を促すあそび、学習に必要な姿勢や意欲が育つよう、また、集団遊びを通して社会性や協応性が育つよう支援します。

② 「身辺自立」を通した支援

日々の生活スタイルや、将来の豊かな生活のために重要な役割である身辺自立（食事、排せつ、衣服の着脱など）の支援を行うことで、子どもが自分でできる気持ちよさや達成感を味わうことが出来、親が「待つ、ほめる、認める、ゆずらない」といった子どもへの関わり方を一緒に考える場にもなるよう支援します。

③ 「SST」を通した支援

視覚的ツールなどを用い自分の思いを見つめなおし、伝え方を知る力を伸ばすことで、対人関係づくりや社会適応力が伸びるよう支援します。

④ 「感覚統合」を通した支援

子どもの適応反応（環境に応じた行動）を自然に導き出し、お友達と一緒にあそびや活動を楽しめるための力を伸ばします。また、「呼吸」に着目し、感情コントロールや生活リズムに作用させていきます。

阿蘇温泉病院と連携し、作業療法士、言語聴覚士等の支援を受け、より専門的なプログラムの提供を目指すと共に、スタッフの資質の向上に努めます。

⑤ 「心理士」の配置

適切な支援を行うために、子どもの状態把握やご家族等に対する相談支援を行うと共に、必要に応じ発達検査等にも対応していきます。また、スタッフのスキルアップに向けた研修や、地域のニーズに応じた相談会等、地域の療育環境の充実に努めます。

● 年間活動計画

月	主な活動	家族療育	行事
4月	さかな釣りゲーム	お花見	健康診断
5月	鯉のぼり作り	花植え	母の日
6月	傘をさして散歩	おやつ作り (虫歯予防デー)	父の日
7月	シャボン玉遊び フィンガーペインティング	「あそびバ」探検	七夕
8月	水遊び スライム遊び	のびのびハウス訪問	(くんわ夏祭り)
9月	どんぐりひろい	おじいちゃん・おばあ ちゃんと遊ぼう	きらり運動会
10月	落ち葉あそび	ハルウィン	健康診断
11月	楽器あそび 小麦粉粘土遊び	ミニコンサート鑑賞	
12月	クリスマス飾り作り		クリスマス会 (くんわ餅つき会)
1月	お正月そび	書初め	くんわどんどや
2月	雪あそび お店屋さんごっこ	イチゴ狩り お店屋さん	
3月	ボーリングゲーム		きらりひなまつり

● 研修計画

月	内容	備考
4	コミュニケーションのとり方	心理士
5	支援の見立て	心理士
	保護者・支援者合同研修会「就学について」	地域療育センター
6	感覚統合①	阿蘇温泉病院
7	虐待について	所長
8	言葉の支援（随時支援）	子ども総合療育センター
10	感染症	嘱託医
	事業所研修（内容未定）	地域療育センター
11	感覚統合②	阿蘇温泉病院
12	防災	防火管理者
1	発達障がい理解・疑似体験	地域療育センター
2	服務規律	所長
未定	強度行動障害支援者養成	

(7) 児童発達支援多機能型事業所 のびのびハウス

ア 基本方針

今年度は児童発達支援事業を休止し、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業を行ってまいります。平成29年度途中より取組みを試みている専門職（リハビリ）との連携や感覚統合の活動、体験的活動等を充実させるとともに、事業所ならでできる、のびのびハウスだからできる療育をできるだけ提供してまいります。また職員数2名減となるためサービス内容・営業日の見直し等を行い、効率的な運営を行ってまいります。

そこで、今年度は以下の6項目を重点的に取組んでまいります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (ア) 療育内容（サービス内容）の見直し (イ) 環境の整備 (ウ) 職員のスキルアップ (エ) 定期的な保育所等訪問支援の実施 (オ) 関係機関との連携 (カ) 効率的なサービスの提供・1日平均利用者数の維持 |
|--|

イ 重点的取組み

(ア) 療育の内容の見直し

以下3つの活動を主活動とし療育内容を組んでいきます。

a. 感覚統合 b. S S T・言葉の発達支援 c. 体験的活動

a. 感覚統合

- ・療育内容の最優先活動と位置付け、子どもたちが楽しみながら行える活動を行っていきます。そのため十分な活動時間がとれるようにします。
- ・阿蘇温泉病院のリハビリの先生方に月2～4回程度来ていただき、感覚統合のプログラムの充実、より専門的な内容が提供できるようにします。

b. S S T・ことばの発達支援

- ・身辺自立のための活動を、曜日を決めて行っていきます。
- ・cの活動と連携し、地域に出る機会を持ちます。
- ・阿蘇温泉病院のS T（言語聴覚士）と協力して言葉の支援を行います。

c. 体験的活動

- ・各活動担当を決め、できるかぎり毎月実施（行事計画書）していきます。
創作活動: 表現する喜びが感じられる活動を行います。
地域生活体験: 将来の自立や地域生活を見据えた活動を行います。
地域交流活動: 他団体の活動に参加や、地域との交流を行います。
自然体験: 季節変化を感じ、季節や自然に興味を持てる活動を行います。

(イ) 環境整備

- ・感覚統合の活動を充実させるために、環境整備を行います。
- ・日常的に感覚統合ができるよう、廊下等に触覚刺激が感じられる工夫を行うなど、施設全体で感覚統合ができる仕組みを作っていきます。
- ・プレイルーム等における遊具の購入を行います。その際専門家（リハビリ職）の意見を参考に行っていきます。

(ウ) 職員のスキルアップ

- ・熊本県北部発達障がい者支援センターわっふるに定期研修を依頼します。
- ・外部研修に一人1回は参加します。
- ・強度行動障害支援者養成研修（島田美由紀、佐藤さゆり）、児童発達支援管理責任者研修（荒牧ゆかり）をできるだけ受講します。
- ・阿蘇温泉病院のリハビリの先生方に依頼し、必要に応じて研修を行います。
- ・心理の先生（月1回程度）から療育方法などの助言をもらい、必要に応じて研修を行います。
- ・毎朝朝礼後、ご利用者個別のニーズの把握、ケース検討、前日の療育等の振り返りを行います。

(エ) 定期的な保育所等訪問の実施

利用者においてできるだけ年2回程度は保育所等訪問を実施していきます。実施時期として以下を基本とし、ご家族等にも必要性を説明していきます。

- ・モニタリングの実施月かその前月
- ・個別計画期間の中間にあたる月またはその前後月
- ・放課後等デイサービスの新規利用の月または翌月

(オ) 関係機関との連携

関係機関と共に療育が提供できるよう、特に以下の連携強化を行います。

- ・学校：保育所等訪問支援を定期的に行うことで、情報交換、支援の方向性の共有、顔なじみの関係をつくっていきます。
- ・病院：阿蘇温泉病院小児科のリハビリ職（OT, PT, ST）の定期的な支援・指導を受け、医療と連携を行います。
- ・相談事業：個別計画の提示や日常的に情報交換を行っていきます。
- ・ご家族：ニーズの把握や状況の確認、ご家族の意思等確認するため、年二回は面談等を行います。

(カ) 効率的なサービスの提供・1日平均利用者数の維持

- ・利用者が少ない日曜日を休業し、月から土曜日の職員数を確保します。
- ・少人数での効率的なサービスの提供ができるようにします。
- ・平均利用者数9名（平成29年度は8.8名）を目標にしていきます。
- ・勤務体制によっては、利用限度人数を考えて対応します。

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12
H 29	利用者数	232	252	260	268	273	258	254	249	236
	営業日数	29	31	28	30	31	28	28	27	25
H 30	利用予定数	225	243	234	234	243	225	243	234	217
	営業予定数	25	27	26	26	27	25	27	26	23

ウ 行事計画

月	創作活動	地域生活体験	地域交流・自然体験	その他
4	押し花でしおりを作ろう おにぎりを作って花見に行こう	温泉に行こう	わらび採りに行こう 阿蘇の公園へ行こう	交通安全教室 防災訓練（火災）
5	鯉のぼりを作ろう お母さんに手紙を書こう	内牧探検隊（買い物）	野菜を植えよう 阿蘇の公園へ行こう	防犯訓練
6	ちぎり絵を作ろう お父さんに手紙を書こう	高森探検隊（動物触合い・フェアリーテール）		防災訓練（風水害）
7	七夕の飾りつけをしよう 感触遊び（紙粘土）	パークゴルフ大会 だがしやへ行こう	馬に乗ろう 河川プールで泳ごう	防犯訓練
8	体を使って絵を描こう ホットケーキを作ろう	アイスを買に行こう ジョイフルでご飯を食べよう パークゴルフ大会	うみたまごへ行こう みんなの森へ行こう 野菜の世話・収穫をしよう 阿蘇の公園へ行こう	交通安全教室 防災訓練（火災）
9	白玉団子を作ろう おじいちゃんおばあちゃんに手紙を書こう	カドリーへ行こう パークゴルフ大会	化石をほろう（御船） ブドウ狩りに行こう 芋をほろう	防犯訓練
10	ハロウィンパーティー 感触遊び（スライム）	温泉に行こう		防災訓練（地震）
11	ピザパーティー かるたを作ろう	マクドナルドへ行ってみよう	紅葉狩りに行こう 玉ねぎを植えよう	防犯訓練
12	塩キャンドルを作ろう クリスマスケーキを作ろう、餅つき	電車に乗ってみよう だがしやに行こう	芋を焼いてみよう	防災訓練（火災）
1	家族に年賀状をだそう 鏡餅を作ろう（画用紙）	買い物へ行こう 初詣に行こう	どんどや いちご狩りへ行こう	防犯訓練
2	バレンタインチョコを作ろう 鬼のお面を作って豆まきしよう	スケートに行ってみよう ジョイフルでご飯を食べよう	雪遊びをしよう	防災訓練（地震）
3	ひな人形を作ろう ホットケーキを作ろう	映画をみにいこう（光の森）		防犯訓練

エ 研修計画

月	内容	備考
4	コミュニケーションのとり方、対応の仕方 行動の捉え方	わっふる
5	SSTの方法	わっふる
6	視覚支援・環境	わっふる
7	ペアレントトレーニング（スタッフのみ）	わっふる
10	虐待について	統括主任
11	感染症	統括主任
未 定	感覚統合・言葉の支援	阿蘇温泉病院
	児童発達支援センター主催の研修（年数回）	きらり
	服務規律	所長
	防災	防火管理者
	強度行動障害支援者養成（佐藤さゆり、島田信子）	
	児童発達支援管理責任者（荒牧ゆかり）	
	わっふる主催スキルアップ研修（年数回）	
	熊本県子ども総合療育センターからの研修（随時）	
心理の先生による研修（適宜）		